

新型インフルエンザ及び第二種学校感染症による授業欠席の取り扱い等について

季節性インフルエンザによる感染が増え始めています。本学においても感染や感染の疑いの報告が寄せられています。流行時の適切な対応については、大学ホームページ等でお知らせしたところですが、今後とも感染症が流行した場合には、各自が感染拡大防止に努めるようお願いします。

大学の対応として、罹患した学生の重篤化を防ぎ、発症が一時に集中して大学の機能が停滞することがないよう、新型インフルエンザ及び第二種学校感染症に感染した場合やその間の授業欠席について、必ず、下記のとおり所定の手続きを行ってください。

◎新型インフルエンザ及び第二種学校感染症に感染した場合の取り扱い

医師の指示による自宅療養期間（学校安全法施行規則第条規則による出席停止期間）を出席停止とします。

出席停止期間は感染症により異なります。

① 大学への連絡

大学内の集団感染状況の把握と予防対策を講じるため、罹患した学生は、必ず、学務課学生係へ所属、氏名、経過等を報告してください。

※報告がない場合には公欠として取り扱えない場合があります。

電話 027-265-0111 FAX027-265-3837

②出席停止期間の授業欠席について

出席停止期間の授業の欠席は公休（欠席として取り扱わない）とします。

③欠席の報告について

治癒証明書で公休（欠席として取り扱わない）期間の確認をしますので、治癒後に、「欠席届」と「治癒証明書」を学生係に提出してください。

治癒証明書は大学ホームページからダウンロードするか、学校への連絡時に郵送希望を申し出てください。

■ [治癒証明書（PDF）ダウンロード](#)

■ [欠席届（PDF）ダウンロード](#)

★第二種学校感染症：インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

[参考] [第二種学校感染症（PDF）（学校保健安全法施行規則より）](#)